

富士フイルムメディカル社製医療機器及び医療
情報システム7式に係る保守業務委託契約
仕様書

国家公務員共済組合連合会
九段坂病院

【仕様書1】

1. 目的物について

FUJIFILM デジタルラジオグラフィシステム

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-1に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、別紙-1の機器は2026年4月1日から2027年3月31日までの1ヶ年とします。なお、契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱については、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（業務内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める契約機器に対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下単に「本契約業務」という）をいいます。

（1）定期点検

①定期点検は、本契約期間中に年1回（11月）、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。但し、別紙-1に記載の項目30の機器については年2回（5月、11月）行うものとします。

②定期点検履行の日時については、事前に甲乙協議のうえこれを定めるものとします。

（2）修理対応

契約機器に万一不具合が発生した場合、乙は甲の要請により速やかに技術員を派遣して必要な復旧作業を行うものとします。

（3）立会い

乙は、前（2）号の業務の前後に必要であると判断した場合、契約機器の状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 定期点検、修理対応及び立会いの本契約業務については、

富士フイルムメディカル株式会社東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（ソフトウェアについての遵守事項）

甲は、乙が提供する、本契約業務に必要なソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）について、次の各号を承諾・遵守する。

（1）ソフトウェア及びその使用マニュアル、ならびにこれらに表示されているロゴ・デザイン・写真等の著作権、産業財産権、その他の知的財産権は、乙または製造者に帰属する。

（2）ソフトウェア及びその使用权を、第三者に提供、開示、譲渡、貸与または担保提供してはならない。

（3）ソフトウェアを複製・改変してはならず、また乙の承諾なしにソフトウェアに他のソフトを結合させてはならない。

（4）ソフトウェアの不正または不適切な使用による不具合及び損害につき、乙は一切

責任を負わない。

第5条（報告）

乙は、本契約業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって当該業務の内容を甲に報告します。

第6条（業務時間帯）

1. 第3条1項(2)号に定める修理対応は、原則として月曜日から土曜日までの8時00分から20時00分までに行うものとし、本契約時間外及び日曜日・国民の祝日、並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 前1項に定める時間外での業務履行に関しては、別途甲乙協議のうえこれを取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

次に該当するものは、本契約の対象外とします。但し、甲が要請し乙が可能と判断したものは、発生の都度、甲乙協議のうえ別途有償にて実施するものとします。なお、(12)号については、判明した月度を起算として当該機器を契約から除外するものとし、別途に詳細覚書を取り交わします。

- (1) 甲の責に帰すべき理由に起因する故障の修復
- (2) 契約機器の仕様変更
- (3) 契約機器のオーバーホール及び設置場所の変更作業（移動、据付、調整等）
- (4) 火災、風水害、地震、落雷等の天災地変その他不可抗力に起因する故障の修復
- (5) 乙所定の取扱説明書に記載の注意事項、設置条件・電源条件等を含む環境条件、取扱方法を逸脱した使用に起因する故障の修復
- (6) 契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する故障の修復
- (7) 乙指定以外の保守部品、消耗品及び接続機器の使用に起因する故障の修復
- (8) 乙または乙指定の者以外による仕様変更、修理及び移動に起因する故障の修復
- (9) コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
- (10) 契約機器に接続される医療情報システム（放射線科情報システム等）の仕様変更に伴う契約機器のプログラムソフトの変更
- (11) 別紙-1に記載の消耗品の提供もしくは交換
- (12) 第7条(1)号に記載のとおり部品供給ができない場合

第8条（不良部品交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次のとおりとします。

【別紙1の7～18の機器】

- (1) 第3条1項(1)号に定めるオンサイト定期点検時に使用する乙が定めた定期交換部品及び不具合発生時等の修理による交換部品は全て甲の負担とします。
- (2) 前項により交換した故障部品、特定消耗部品のうち製造メーカーが指定する部品の所有権は乙に帰属するものとします。

【別紙1の1～6および19～29の機器】

- (1) 第3条1項(1)号に定めるオンサイト定期点検時に使用する乙が定めた定期交換部品及び不具合発生時等の修理による交換部品は乙の負担とします。
- (2) 本契約期間内に甲の過失(重過失は除く)により次のいずれかの対象事由が生じかつ異常が発生し、FPD本体を交換する場合のFPD本体代金は、半額を甲の負担とします。
 - ① パネルに異常が発生し、落下や強い衝撃によりパネル部に著しい変形(全面、局部の変形・湾曲)が生じている場合
 - ② パネル部に液体(血液、嘔吐物、飲料水など)による汚染の痕跡が認められた場合
 - ③ パネル内蔵センサーのログを確認し、強い衝撃が確認された場合
- (3) UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額甲の負担とします。
- (4) 前三項により交換した故障部品、特定消耗部品のうち製造メーカーが指定する部品の所有権は乙に帰属するものとします。
- (5) 別紙-1に記載の項目1～3および6の機器については、本契約期間中にPC部のパーツ交換を行うものとします。

【別紙1の30の機器】

1. 本契約業務の履行にあたり、第3条1項(1)号に定めるオンサイト定期点検時に使用する乙が定めた定期交換部品及び不具合発生時等の修理による交換部品は乙の負担とします。
2. UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は甲の負担とします。
3. Fit-Sweet 圧迫板のプラスチックプレートを交換する場合の本体代金は甲の負担とします。
4. 製品オプションであるバイオプシーキットに含まれる部品(バイオプシー用圧迫版、ニードルガイド、ニードルホルダー、保護シート等)を交換する場合の本体代金は甲の負担とします。
5. 前四項により交換した故障部品、特定消耗部品のうち製造メーカーが指定する部品の所有権は乙に帰属するものとします。

第9条(特約)

乙は、契約機器の製造者による部品またはサービスの供給が終了した場合、甲への書面による事前の通知によりいつでも本契約の一部または全部を解約することができるものとします。

FUJIFILM デジタルラジオグラフィ契約対象システム

内訳

項番	装置区分	装置名	シリアル番号	点検回数	設置日	契約タイプ
1	画像処理ユニット	Console Advance	27123073	1回/年	2013/01/26	タイプ D ※1
2	画像処理ユニット	Console Advance	56929163	1回/年	2015/10/26	タイプ D ※1
3	画像処理ユニット	Console Advance	56929162	1回/年	2015/10/26	タイプ D ※1
4	画像処理ユニット	Console Advance(MOBILE)	27123183	1回/年	2013/01/26	タイプ D
5	画像処理ユニット	Console Advance(MOBILE)	56829095	1回/年	2015/10/26	タイプ D
6	画像処理ユニット	Console Advance(MOBILE)	97141391	1回/年	2020/04/24	タイプ D ※1
7	画像読取装置	DR CALNEO C 1417 Wireless(SE X)	26921179	1回/年	2013/01/26	タイプ A
8	画像読取装置	DR CALNEO C 1717 Wireless(SE X)	56821342	1回/年	2015/10/26	タイプ A
9	画像読取装置	DR CALNEO C 1717 Wireless(SE X)	56821343	1回/年	2015/10/26	タイプ A
10	画像読取装置	DR CALNEO C 1717 Wireless(SE X)	56821347	1回/年	2015/10/26	タイプ A
11	画像読取装置	DR CALNEO C 1717 Wireless(SE X)	56821346	1回/年	2015/10/26	タイプ A
12	画像読取装置	DR CALNEO C mini Wireless SQ	36120144	1回/年	2013/01/26	タイプ A
13	画像読取装置	DR CALNEO C mini Wireless SQ	56421193	1回/年	2015/10/26	タイプ A
14	電源供給ユニット	DR CALNEO C(MP)	26822446	1回/年	2013/01/26	タイプ A
15	電源供給ユニット	DR CALNEO C(MP)	56825152	1回/年	2015/10/26	タイプ A
16	電源供給ユニット	DR CALNEO C(MP)	56825153	1回/年	2015/10/26	タイプ A
17	電源供給ユニット	DR CALNEO C(MP)	56825155	1回/年	2015/10/26	タイプ A
18	画像処理ユニット	DR CALNEO flex	36120296	1回/年	2013/01/26	タイプ A
19	画像処理ユニット	DR CALNEO flex(APキット)	56230385	1回/年	2015/10/26	タイプ D
20	画像処理ユニット	DR CALNEO flex(APキット)	86630734	1回/年	2020/04/24	タイプ D
21	画像読取装置	CALNEO Smart S47	06857634	1回/年	2020/09/24	タイプ D
22	画像読取装置	FCR Speedia CS Plus	27160076	1回/年	2013/01/26	タイプ D
23	画像処理ユニット	Console Advance	46954438	1回/年	2025/01/27	タイプ D
24	画像処理ユニット	Console Advance	46954437	1回/年	2025/01/27	タイプ D
25	電源供給ユニット	CALNEO Smart (MP)	46829970	1回/年	2025/01/27	タイプ D
26	電源供給ユニット	CALNEO Smart (MP)	46829969	1回/年	2025/01/27	タイプ D
27	画像読取装置	CALNEO Flow C77	47221294	1回/年	2025/01/27	タイプ D
28	画像読取装置	CALNEO Flow C77	47021269	1回/年	2025/01/27	タイプ D
29	画像読取装置	CALNEO Flow C77	47021268	1回/年	2025/01/27	タイプ D
30	モニター撮影装置	FDR MS-4000(ELITE)+AWS	47120415	2回/年	2025/01/27	タイプ D
		※1 PCパーツ交換オプション対象機器				

FUJIFILM デジタルラジオグラフィシステム 消耗品リスト

・ 消耗品

イメージングプレート (IP)、カセット、IDカード、レーザーアッセンブリー、FPD用バッテリー

・ 特定消耗品：モニター

【仕様書2】

1. 目的物について

FUJIFILM 医用画像情報システム SYNAPSE STD

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-2に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1ヶ年とします。契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱いについては、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（保守業務の内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める本システムに対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下併せて「本契約業務」といいます）をいいます。

（1）定期点検

① 定期点検は、本システムの正常且つ円滑な稼動を維持するため、本契約期間中に年2回（5月、11月）、乙が乙の従業員又は乙の指定する者を派遣して、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。ただし、別紙-2の項目6においては年1回（5月）、別紙-2の項目7から11の点検はありません。また週1回、乙が乙の従業員又は乙の指定する者が、リモート回線を利用した遠隔操作（以下「リモートメンテナンス」といいます。）により、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。

（2）修理対応

修理対応は、本システムに万が一不具合が生じた場合その復旧を図るため、甲の要請により、乙が速やかに乙の従業員又は乙の指定した者がリモートメンテナンスにより必要な修復作業を行うものとします。

（3）立会い

乙は、前二号の業務の前後に必要であると判断した場合、本システムの状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 定期点検、修理対応及び立会いの本契約業務については、富士フィルムメディカル東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（リモート・メンテナンス）

「リモート・メンテナンス」とは乙が保守業務を履行するために、VPN回線を利用し、遠隔操作による作業を行うことをいいます。

1. 本システムにおいてリモート・メンテナンスを実施する場合には、甲及び乙は、別途「リモート・メンテナンス実施契約」を締結し、その内容を定めるものとします。

2. リモート・メンテナンスを実施するにあたり、乙は、「リモート・メンテナンス実施契約」に基づき甲の承諾を得るものとします。

第5条（報告）

乙は、本契約業務及びその他の修理業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって、速やかに甲に当該業務の報告を行なうものとします。

第6条（業務時間帯）

1. 本契約業務及びその他の修理業務実施の受付をするにあたり、原則として乙の就業時間内（月曜日から金曜日までの、9時00分から17時40分まで）に行なうものとし、土・日曜日、国民の祝祭日及び年末年始を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 乙の就業時間外における本契約業務及びその他の修理業務の受付及び実施に関しては、別途甲乙協議のうえ取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

1. 以下の事由による故障の修理は本契約業務の対象外となり、このうち甲乙協議のうえ乙が修理可能と判断したものの修理を行なう場合は、別途有償とします。
 - (1) 乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外による使用又は乙所定の設置・使用環境及び使用条件以外による使用に起因する故障
 - (2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃、その他取扱上の不注意に起因する故障
 - (3) 本契約の対象となる機器及びソフトウェア以外の機械装置又はコンピュータ・プログラムに起因する故障
 - (4) 乙又は乙の指定する者以外の者による修理もしくは改造又は移動に起因する故障
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因する故障
 - (6) 乙の指定する以外の部品又は消耗品等の使用に起因する故障
 - (7) その他甲の故意又は過失に起因する故障
 - (8) コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
2. 別紙－2に記載のFUJIFILM医用画像情報システム SYNAPSE STD用消耗品及び特定消耗部品の消費・消耗・劣化、及びモニターの消耗（経時劣化によるコントラストの劣化、輝度の劣化及び焼付き等）については、本契約の対象外とします。
3. 基本ソフトウェア（OS）の修正業務は本契約の対象外とします。

第8条（不良部品の交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次の通りとします。

- ①別紙－2に記載する機器及びソフトウェアについては、その故障部品及び定期点検時に使用する乙所定の定期交換部品は全て乙の負担とします。
- ②前条第2項にかかわらず、別紙－2に記載する特定消耗部品については、全額甲の負担とします。

第9条（中途解約）

本契約を甲乙協議の上、中途解約をする場合、ハードウェアベンダーによる部品、作業保証契約費用分については、契約時の一括手続きとなることにより、月額分割での金額精算対象から除外されるものとします。

【別紙-2】

FUJIFILM 医用画像情報システム SYNAPSE STD 契約対象システム

内訳

項目		名称	数量	設置日
1.	医用画像情報システム	SYNAPSE STD	1式	2024.10.28
		①ソフトウェアサポートサービス		
		②ハードウェアサービス		
		③パトロールサービス		
		④アップデートサービス		
		⑤管理者端末	1式	2024.10.28
		⑥障害自動監視端末	1式	2024.10.28
2.	医用画像情報システム	SYNAPSE ソフトウェア		
		①SYNAPSEデータベースソフト	1式	2013.1.26
		DB- 3~6万検査/年未満		
		②SYNAPSEサーバソフト		
		SYNAPSEサーバソフト RIS	2式	2013.1.26
		SYNAPSEサーバソフト DICOM	3式	2013.1.26
		③SYNAPSE ORACLEライセンス		
		Oracle シート (5ライセンス)	1式	2013.1.26
		④画像表示ソフト		
		SYNAPSE 画像表示ソフトDesktop	3式	2013.1.26
		マンモグラフィビューワソフト	1式	2024.10.28
		SYNAPSE CV機能	1式	2024.10.28
		SAI Viewer Lic4-6万	1式	2024.10.28
		⑤診療統合ソリューション		
		CITALE 基本ソフトウェア	1式	2024.10.28
		CITALE 既読管理オプション	1式	2024.10.28
		統合IF LE ベースパッケージ	1式	2024.10.28
		CIS 部門連携IFサーバ	1式	2024.10.28
3.	レポート管理システム	SAI Report ST	1式	2024.10.28
4.	放射線情報システム	WorkflowManager	1式	2024.10.28
5.	3D画像解析ソリューション	SYNAPSE VINCENT	1式	2024.10.28
6.	ポータブルディスクシステム	SYNAPSE PD-S(フェンジャータイプE)	2式	2024.10.28
7.	放射線情報システム	WorkflowManager 管理者端末	1式	2024.10.28
8.	3D画像解析ソリューション	SYNAPSE VINCENT 専用クライアント	1式	2024.10.28
9.	参照用ビューワ	6M1面 + 増設モニタ	1式	2024.10.28
10.	参照用ビューワ	6M1面 + 増設モニタ	1式	2025.03.31
11.	参照用ビューワ	モニタなし構成	1式	2025.03.31

FUJIFILM 医用画像情報システム SYNAPSE STD 用消耗品リスト

内 訳

1. LTO/LTO クリーニング/DAT/RD-X
2. CD/DVD 等記録メディア
3. プリンタ消耗品
4. UPS 用バッテリー

FUJIFILM 医用画像情報システム SYNAPSE STD 用特定消耗部品リスト

内 訳

1. モニタ

- ※ モニタの経時劣化による輝度・コントラストの低下および焼付き等が発生した場合の交換は、本契約の対象外となります。

以上

【仕様書3】

1. 目的物について

内視鏡情報管理システム NewNEXUS

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-3に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1ヶ年とします。なお、契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱いについては、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（保守業務の内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める本システムに対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下併せて「本契約業務」といいます）をいいます。

（1）定期点検

①定期点検は、本システムの正常且つ円滑な稼動を維持するため、本契約期間中に年2回（5月、11月）、乙が乙の従業員又は乙の指定する者を派遣して、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。ただし、別紙-3の項目5から6の点検はありません。また週1回、乙が乙の従業員又は乙の指定する者が、リモート回線を利用した遠隔操作（以下「リモートメンテナンス」といいます。）により、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。

②定期点検実施の日時については、事前に甲乙協議のうえこれを定めるものとします。

（2）修理対応

修理対応は、本システムに万一不具合が生じた場合その復旧を図るため、甲の要請により、乙が速やかに乙の従業員又は乙の指定した者がリモートメンテナンスにより必要な修復作業を行うものとします。

（3）立会い

乙は、前二号の業務の前後に必要であると判断した場合、本システムの状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 定期点検、修理対応及び立会いの本契約業務については、富士フィルムメディカル東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（リモート・メンテナンス）

「リモート・メンテナンス」とは乙が保守業務を履行するために、VPN回線を利用し遠隔操作による作業を行うことをいいます。

1. 本システムにおいてリモート・メンテナンスを実施する場合には、甲及び乙は、別途「リモート・メンテナンス実施契約」を締結し、その内容を定めるものとします。

2. リモート・メンテナンスを実施するにあたり、乙は、「リモート・メンテナンス実

施契約」に基づき甲の承諾を得るものとします。

第5条（報告）

乙は、本契約業務及びその他の修理業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって、速やかに甲に当該業務の報告を行なうものとします。

第6条（業務時間帯）

1. 本契約業務及びその他の修理業務実施の受付をするにあたり、原則として乙の就業時間内（月曜日から金曜日までの、9時00分から17時40分まで）に行なうものとし、土・日曜日、国民の祝祭日及び年末年始を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 乙の就業時間外における本契約業務及びその他の修理業務の受付及び実施に関しては、別途甲乙協議のうえ取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

1. 以下の事由による故障の修理は本契約業務の対象外となり、このうち甲乙協のうえ乙が修理可能と判断したものの修理を行なう場合は、別途有償とします。
 - (1) 乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外による使用又は乙所定の設置・使用環境及び使用条件以外による使用に起因する故障
 - (2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃、その他取扱上の不注意に起因する故障
 - (3) 本契約の対象となる機器及びソフトウェア以外の機械装置又はコンピュータ・プログラムに起因する故障
 - (4) 乙又は乙の指定する者以外の者による修理もしくは改造又は移動に起因する故障
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因する故障
 - (6) 乙の指定する以外の部品又は消耗品等の使用に起因する故障
 - (7) その他甲の故意又は過失に起因する故障
 - (8) コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
2. 別紙-3に記載の内視鏡情報管理システム NEXUS 用消耗品及び特定消耗部品の消費・消耗・劣化、及びモニターの消耗（経時劣化によるコントラストの劣化、輝度の劣化及び焼付き等）については、本契約の対象外とします。
3. 基本ソフトウェア（OS）の修正業務は本契約の対象外とします。
4. アップグレード（機能追加）ソフトウェアの提供及びハードウェアへのインストール作業は本契約の対象外とし当該費用は別途有償とします。

第8条（不良部品の交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次の通りとします。

- ① 別紙-3に記載する機器及びソフトウェアについては、その故障部品及び定期点検時に使用する乙所定の定期交換部品は全て乙の負担とします。
- ② 前条第2項にかかわらず、別紙-3に記載する保守対象外品については、全額甲の負担とします。

第9条（中途解約）

本契約を甲乙協議の上、中途解約をする場合、ハードウェアベンダーによる部品、作業保証契約費用分については、契約時の一括手続きとなることにより、月額分割での金額精算対象から除外されるものとします。

内視鏡情報管理システム NEXUS 契約対象システム

内訳

項目	区分	名称	数量	設置日
1.	データ管理装置サーバー	new NEXUSミニDB(ラック)	1式	2024.10.28
		new NEXUSミニGW(ラック)	1式	2024.10.28
		システム基本(生理)		
		オーダ連携(内視鏡)		
		実施情報IF(内視鏡)		
		実施情報IF(生理)		
		スコop管理基本ソフト		
		洗浄履歴管理ソフト		
2.	入力端末	VT-318	3式	2024.10.28
		カードリーダー(VT318用)		
		バーコードリーダー(VT318用)		
3.	クライアント端末	管理者端末(ノートPC)	1式	2024.10.28
4.	洗浄タッチパネル端末	new NEXUS洗浄(タブレット)	2式	2024.10.28
		洗浄管理用BCR		
		ラベルプリンタ		
5.	ポータブルディスクシステム	PD-S(単盤タイプソフトウェア)	1式	2024.10.28
6.	動画機能ユニット	VT-Browser	1式	2024.10.28

内視鏡情報管理システム NewNEXUS 契約対象システム用消耗品リスト

内訳

- LTO/LTO クリーニング/DAT/RD-X
- CD/DVD 等記録メディア
- プリンタ消耗品
- UPS 用バッテリー

内視鏡情報管理システム NewNEXUS 契約対象システム用特定消耗部品リスト

内訳

- モニター
※ モニタの経時劣化による輝度・コントラストの低下および焼付き等が発生した場合の交換は、本契約の対象外となります。

以上

【仕様書4】

1. 目的物について

手術室情報システム PrescientOR

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-4に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1ヶ年とします。なお、契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱いについては、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（保守業務の内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める本システムに対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下併せて「本契約業務」といいます）をいいます。

（1）定期点検

①定期点検は、本システムの正常且つ円滑な稼動を維持するため、本契約期間中に年2回（7月、1月）、乙が乙の従業員又は乙の指定する者を派遣して、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。ただし、クライアントの点検はありません。また週1回、乙が乙の従業員又は乙の指定する者が、リモート回線を利用した遠隔操作（以下「リモートメンテナンス」といいます。）により、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。

②定期点検実施の日時については、事前に甲乙協議のうえこれを定めるものとします。

（2）修理対応

修理対応は、本システムに万一不具合が生じた場合、その復旧を図るため甲の要請により、乙が速やかに乙の従業員又は乙の指定した者を派遣して必要な修復作業を行うものとします。

（3）立会い

乙は、前（2）号の業務の前後に必要であると判断した場合、契約機器の状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 定期点検、修理対応及び立会いの本契約業務については、富士フィルムメディカル株式会社東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（リモート・メンテナンス）

「リモート・メンテナンス」とは乙が保守業務を履行するために、VPN回線を利用し遠隔操作による作業を行うことをいいます。

1. 本システムにおいてリモート・メンテナンスを実施する場合には、甲及び乙は、別途「リモート・メンテナンス実施契約」を締結し、その内容を定めるものとします。

2. リモート・メンテナンスを実施するにあたり、乙は、「リモート・メンテナンス実

施契約」に基づき甲の承諾を得るものとします。

第5条（報告）

乙は、本契約業務及びその他の修理業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって、速やかに甲に当該業務の報告を行なうものとします。

第6条（業務時間帯）

1. 本契約業務及びその他の修理業務実施の受付をするにあたり、原則として乙の就業時間内（月曜日から金曜日までの、9時00分から17時40分まで）に行なうものとし、土・日曜日、国民の祝祭日及び年末年始を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 乙の就業時間外における本契約業務及びその他の修理業務の受付及び実施に関しては、別途甲乙協議のうえ取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

1. 以下の事由による故障の修理は本契約業務の対象外となり、このうち甲乙協議のうえ乙が修理可能と判断したものの修理を行なう場合は、別途有償とします。
 - (1) 乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外による使用又は乙所定の設置・使用環境及び使用条件以外による使用に起因する故障
 - (2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃、その他取扱上の不注意に起因する故障
 - (3) 本契約の対象となる機器及びソフトウェア以外の機械装置又はコンピュータ・プログラムに起因する故障
 - (4) 乙又は乙の指定する者以外の者による修理もしくは改造又は移動に起因する故障
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因する故障
 - (6) 乙の指定する以外の部品又は消耗品等の使用に起因する故障
 - (7) その他甲の故意又は過失に起因する故障
 - (8) コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
2. 別紙-4に記載の手術室情報システム PrescientOR 用消耗品及び特定消耗部品の消費・消耗・劣化、及びモニターの消耗（経時劣化によるコントラストの劣化、輝度の劣化及び焼付き等）については、本契約の対象外とします。
3. 基本ソフトウェア（OS）の修正業務は本契約の対象外とします。
4. アップグレード（機能追加）ソフトウェアの提供及びハードウェアへのインストール作業は本契約の対象外とし当該費用は別途有償とします。

第7条（不良部品の交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次の通りとします。

- ① 別紙-5に記載する機器及びソフトウェアについては、その故障部品及び定期点検時に使用する乙所定の定期交換部品は全て乙の負担とします。
- ② 前条第2項にかかわらず、別紙-4に記載する保守対象外品については、全額甲の負担とします。

手術室情報システム Prescient OR 契約対象システム

内訳

項目	区分	名称	数量	設置日
1	ハードウェア	Prescient OR データベースサーバー ウェブサーバー インターフェースサーバー バックアップサーバー 麻酔記録クライアント 5式	1式	2022.3.28
	ソフトウェア	手術室情報システム基本ソフトウェア	1式	2022.3.28

手術室情報システム Prescient OR 用消耗品リスト

内 訳

1. LTO/LTO クリーニング /DAT/RD-X
2. CD/DVD 等記録メディア
3. プリンタ消耗品
4. UPS 用バッテリー

手術室情報システム Prescient OR 用特定消耗部品リスト

内訳

1. モニタ
 - ※ モニタの経時劣化による輝度・コントラストの低下および焼付き等が発生した場合の交換は、本契約の対象外となります。

保守対象外

サーバラック
キーボードカバー
マウスパッド
タッチペン
LANケーブル、DVD媒体
クライアント端末

【仕様書 5】

1. 目的物について

診療支援システム Co Yahgee

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-5に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1ヶ年とします。なお、契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱いについては、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（保守業務の内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める本システムに対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下併せて「本契約業務」といいます）をいいます。

（1）定期点検

①定期点検は、本システムの正常且つ円滑な稼動を維持するため、本契約期間中に年1回（1月）、乙が乙の従業員又は乙の指定する者を派遣して、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。また週1回、乙が乙の従業員又は乙の指定する者が、リモート回線を利用した遠隔操作（以下「リモートメンテナンス」といいます。）により、乙の定める仕様に基づいて行うものとします。

②定期点検実施の日時については、事前に甲乙協議のうえこれを定めるものとします。

（2）修理対応

修理対応は、本システムに万一不具合が生じた場合、その復旧を図るため甲の要請により、乙が速やかに乙の従業員又は乙の指定した者を派遣して必要な修復作業を行うものとします。

（3）立会い

乙は、前（2）号の業務の前後に必要であると判断した場合、契約機器の状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 定期点検、修理対応及び立会いの本契約業務については、富士フイルムメディカル株式会社東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（リモート・メンテナンス）

「リモート・メンテナンス」とは乙が保守業務を履行するために、VPN回線を利用し遠隔操作による作業を行うことをいいます。

1. 本システムにおいてリモート・メンテナンスを実施する場合には、甲及び乙は、別途「リモート・メンテナンス実施契約」を締結し、その内容を定めるものとします。

2. リモート・メンテナンスを実施するにあたり、乙は、「リモート・メンテナンス実

施契約」に基づき甲の承諾を得るものとします。

第5条（報告）

乙は、本契約業務及びその他の修理業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって、速やかに甲に当該業務の報告を行なうものとします。

第6条（業務時間帯）

1. 本契約業務及びその他の修理業務実施の受付をするにあたり、原則として乙の就業時間内（月曜日から金曜日までの、9時00分から17時40分まで）に行なうものとし、土・日曜日、国民の祝祭日及び年末年始を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 乙の就業時間外における本契約業務及びその他の修理業務の受付及び実施に関しては、別途甲乙協議のうえ取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

1. 以下の事由による故障の修理は本契約業務の対象外となり、このうち甲乙協議のうえ乙が修理可能と判断したものの修理を行なう場合は、別途有償とします。
 - （1）乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外による使用又は乙所定の設置・使用環境及び使用条件以外による使用に起因する故障
 - （2）誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃、その他取扱上の不注意に起因する故障
 - （3）本契約の対象となる機器及びソフトウェア以外の機械装置又はコンピュータ・プログラムに起因する故障
 - （4）乙又は乙の指定する者以外の者による修理もしくは改造又は移動に起因する故障
 - （5）火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因する故障
 - （6）乙の指定する以外の部品又は消耗品等の使用に起因する故障
 - （7）その他甲の故意又は過失に起因する故障
 - （8）コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
2. 別紙-5に記載の診療支援システム Co Yahgee 用消耗品及び特定消耗部品の消費・消耗・劣化、及びモニターの消耗（経時劣化によるコントラストの劣化、輝度の劣化及び焼付き等）については、本契約の対象外とします。
3. 基本ソフトウェア（OS）の修正業務は本契約の対象外とします。
4. アップグレード（機能追加）ソフトウェアの提供及びハードウェアへのインストール作業は本契約の対象外とし当該費用は別途有償とします。

第8条（不良部品の交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次の通りとします。

- ①別紙-5に記載する機器及びソフトウェアについては、その故障部品及び定期点検時に使用する乙所定の定期交換部品は全て乙の負担とします。

診療支援システム Co Yahgee 契約対象システム

内訳

項目	区分	名称	数量	設置日
1	ハードウェア	Co Yahgee データベースサーバー	1 式	2022. 3. 22
2	ソフトウェア	Co Yahgee パッケージ	1 式	2022. 3. 22

診療支援システム Co Yahgee 用消耗品リスト

内 訳

1. LTO/LTO クリーニング /DAT/RD-X
2. CD/DVD 等記録メディア
3. プリンタ消耗品
4. UPS 用バッテリー

診療支援システム Co Yahgee 用特定消耗部品リスト

内訳

1. モニタ

※ モニタの経時劣化による輝度・コントラストの低下および焼付き等が発生した場合の交換は、本契約の対象外となります。

【仕様書 6】

1. 目的物について

FUJIFILM X線透視診断装置システム

2. 本業務について

第1条（契約機器の構成）

契約機器の明細は、別紙-6に記載のとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、別紙-6の機器は2027年2月1日から2027年3月31日までの2ヶ月とします。なお、契約終了後の本システムに関する保守業務の取扱いについては、期間満了1ヵ月前までに別途甲乙協議のうえ決定するものとします。

第3条（業務内容）

1. 乙が本契約に基づき履行する保守業務とは、次に定める契約機器に対する定期点検及び突発故障等の修理対応（以下単に「本契約業務」という）をいいます。

（1）修理対応

契約機器に万一不具合が発生した場合、乙は甲の要請により速やかに技術員を派遣して必要な復旧作業を行うものとします。

（2）立会い

乙は、前（1）号の業務の前後に必要であると判断した場合、契約機器の状態確認・説明・操作指導等を行うものとします。

2. 修理対応及び立会いの本契約業務については、

富士フイルムメディカル株式会社東京サービスセンターが実施するものとします。

第4条（ソフトウェアについての遵守事項）

甲は、乙が提供する、本契約業務に必要なソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）について、次の各号を承諾・遵守する。

（1）ソフトウェア及びその使用マニュアル、ならびにこれらに表示されているロゴ・デザイン・写真等の著作権、産業財産権、その他の知的財産権は、乙または製造者に帰属する。

（2）ソフトウェア及びその使用権を、第三者に提供、開示、譲渡、貸与または担保提供してはならない。

（3）ソフトウェアを複製・改変してはならず、また乙の承諾なしにソフトウェアに他のソフトを結合させてはならない。

（4）ソフトウェアの不正または不適切な使用による不具合及び損害につき、乙は一切責任を負わない。

第5条（報告）

乙は、本契約業務を履行した場合、乙の仕様に基づく作業報告書をもって当該業務の内容を甲に報告します。

第6条（業務時間帯）

1. 第3条1項(1)号に定める修理対応は、原則として月曜日から土曜日までの8時00分から20時00分までに行うものとし、本契約時間外及び日曜日・国民の祝日、並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を含む乙の一斉休日は業務履行の対象外とします。
2. 前1項に定める時間外での業務履行に関しては、別途甲乙協議のうえこれを取り決めることとし、当該費用は別途有償とします。

第7条（本契約の適用除外）

次に該当するものは、本契約の対象外とします。但し、甲が要請し乙が可能と判断したものは、発生の都度、甲乙協議のうえ別途有償にて実施するものとします。なお、(12)号については、判明した月度を起算として当該機器を契約から除外するものとし、別途に詳細覚書を取り交わします。

- (1) 甲の責に帰すべき理由に起因する故障の修復
- (2) 契約機器の仕様変更
- (3) 契約機器のオーバーホール及び設置場所の変更作業（移動、据付、調整等）
- (4) 火災、風水害、地震、落雷等の天災地変その他不可抗力に起因する故障の修復
- (5) 乙所定の取扱説明書に記載の注意事項、設置条件・電源条件等を含む環境条件、取扱方法を逸脱した使用に起因する故障の修復
- (6) 契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する故障の修復
- (7) 乙指定以外の保守部品、消耗品及び接続機器の使用に起因する故障の修復
- (8) 乙または乙指定の者以外による仕様変更、修理及び移動に起因する故障の修復
- (9) コンピュータウイルス、ワーム等の外部より進入した不正プログラムに起因する故障の修復（但し、乙の責に帰すべき理由に起因する場合は除く）
- (10) 契約機器に接続される医療情報システム（放射線科情報システム等）の仕様変更に伴う契約機器のプログラムソフトの変更
- (11) 別紙-6に記載の消耗品の提供もしくは交換
- (12) 第7条（1）号に記載のとおり部品供給ができない場合

第8条（不良部品交換と費用負担範囲）

本契約業務の履行にあたり部品交換の必要が生じた場合、その費用の取扱は次のとおりとします。

- (1) 第3条1項(1)号に定める不具合発生時等の修理による交換部品は乙の負担とします。
- (2) 本契約期間内に甲の過失（重過失は除く）により次のいずれかの対象事由が生じかつ異常が発生し、FPD本体を交換する場合のFPD本体代金は、半額を甲の負担とします。
 - ① パネルに異常が発生し、落下や強い衝撃によりパネル部に著しい変形（全面、局部の変形・湾曲）が生じている場合
 - ② パネル部に液体（血液、嘔吐物、飲料水など）による汚染の痕跡が認められた場合
 - ④ パネル内蔵センサーのログを確認し、強い衝撃が確認された場合
- (3) UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額甲の負担とします。
- (4) 前三項により交換した故障部品、特定消耗部品のうち製造メーカーが指定する部品の所有権は乙に帰属するものとします。

FUJIFILM X線透視診断装置 契約対象システム

内訳

項目	装置区分	名 称	数量	設置日
1	X線透視診断装置	CALNEO CROSS CALNEO CROSS 管球 OP CALNEO CROSS バッテリー OP CROSS 用モニターカート高輝度 OP	1 式	2026.1.27
2	画像読取装置	CALNEO Flow C12	1 式	2026.1.27

FUJIFILM X線透視診断装置システム 消耗品リスト

- ・ 消耗品
イメージングプレート (IP)、カセット、ID カード、レーザーアセンブリー、FPD 用バッテリー
- ・ 特定消耗品：モニター

以上